

(別添2) 児童発達支援管理責任者として従事するのに必要な実務経験について

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）

以下のいずれかに該当する者を「実務経験者」とします。

- ・ I及びIIの期間が通算して5年以上かつ当該期間からIIIの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者
- ・ IVの期間が通算して8年以上かつ当該期間からVの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者
- ・ I、II、IVの期間を通算した期間から、III及びVの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつVIの期間が通算で5年以上である者

※年数の算定…実際の業務に従事した日数が1年当たり180日以上で、かつ、業務に従事した期間が1年以上となります。

○業務の範囲について

相談支援の業務…身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

直接支援の業務…身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

I (一) から (六) までに掲げる者が相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- (一) 障害者総合支援法（以下「法」という。）第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業、法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者
- (二) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- (三) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、生活保護法に規定する救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- (四) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- (五) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。以下「学校」という。）その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者
- (六) 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了することにより相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、fに掲げる資格を有する者並びに（一）から（五）までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る。）

※1

①②

Ⅱ (一)から(五)までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等**である者が、直接支援の業務に従事した期間

- (一) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）その他これらに準ずる施設の従業者
- (二) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- (三) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- (四) 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（以下「特例子会社」という。）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（以下「助成金受給事業所」という。）その他これらに準ずる施設の従業者
- (五) 学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

Ⅲ 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等**である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

Ⅳ Ⅱの(一)～(五)までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等**でない者が、直接支援の業務に従事した期間

Ⅴ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等**でない者が、直接支援の業務に従事した期間

Ⅵ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1 **社会福祉主事任用資格者等**（下記①～⑤が該当）

① **社会福祉主事任用資格を有する者**

（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者）

→ ・大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者

・社会福祉主事資格認定通信課程を修了した者 など（※証明できるものを添付）

- ② 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了することにより相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者
- ・ 訪問介護（居宅介護）員2級、1級
 - ・ 介護職員基礎研修
- } などを修了した者（※修了証書を添付）
- ③ 児童福祉法第18条の4に規定する保育士（※保育士証を添付）
- ④ 児童指導員任用資格者
- （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条各号のいずれかに該当する者）
- ・ 児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・ 大学の学部で社会福祉学・心理学・教育学若しくは社会学を修めて卒業した者
 - ・ 小学校・中学校・高校の教諭となる資格を有する者 など（※証明できるものを添付）
- ⑤ 精神障害者社会復帰指導員任用資格者
- （障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当する者） （※証明できるものを添付）